

令和 8 年 4 月 1 日

各教育・保育給付認定保護者の皆様

和光幼稚園

園長 福田 義紀

令和 7 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 7 年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額※を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、個別にお問い合わせください。

※令和元年 10 月より 3 歳以上の利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化事業により 0 円となっています。

(参考) 「法定代理受領」通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。

・嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 9 月 22 日条例第 55 号)第 14 条の規定に基づき、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、実績を御報告するものです。

なお、実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。